

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

# 総務

6

2016  
JUNE  
No.652

月刊総務 電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

## 会社を未来にどう引き継ぐか 正面から向き合う 事業承継

準備期間は最低5年。あと回しにはしてられない!

第2特集

### 掃除でみるみる業績アップ! 今すぐ始める職場の環境整備

総務のマニュアル

### 運用プロセスを再確認 会社の印章管理

月刊総務 [オンライン](http://www.g-soumu.com/) <http://www.g-soumu.com/>

## ○税務トピックス

### 減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される建物付属設備や、建物同様に長期安定的に使用される構築物について、減価償却方法が「定額法」に一本化されました。

二〇一六年四月一日以後に取得した資産に適用されます。

### 高額資産に対する消費税特例措置の見直し

事業者が簡易課税制度の適用を受けない期間中に、税抜き一〇〇〇万円以上の高額資産を取得または建設等した場合は、次の期間について消費税の免税事業者制度および簡易課税制度の適用ができなくなりました。

#### (1) 高額資産の仕入れ等を行った場合

高額資産の仕入れ等の属する課税期間から、その課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの期間

#### (2) 自ら建設等した場合

建設等に要した費用の額が税抜き一〇〇〇万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの期間

二〇一六年四月一日以後に高額資産を仕入れ等した場合に適用されます。

ただし、二〇一五年一月三十一日までに締結した契約に基づき二〇一六年四月一日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には適用されません。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ